

小規模多機能型居宅介護 重要事項説明書

令和 7 年 3 月 1 日 現在

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0478-78-1151
 担当 鵜澤 千代子 (管理者)
 石毛 弘子 (介護支援専門員)

2. 施設の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	小規模多機能型居宅介護日下部ホーム
所 在 地	千葉県香取市府馬 3490 番 1
介護保険事業所番号	小規模多機能型居宅介護 千葉県第 1298900026 号)
サービス提供地域	香取市在住の方

(2) 職員体制

	専従	兼務
管理者		1 名
介護支援専門員		1 名
看護職員		1 名
介護職員	6 名	1 名

(3) 設備概要

定 員	25 名		
食堂・機能訓練室	107.12 m ²	相談室	1 室
浴 室	一般浴・機械浴	送迎車	2 台
宿泊設備	洋室 4 室	ベッド	5 台
	和室 1 室	畳部屋(布団)	4 床

(4) 営業日および営業時間

- 営業日 365 日
- 営業時間 24 時間
 - 〈通いサービス〉 8:30～17:30
 - 〈宿泊サービス〉 17:30～ 8:30 (翌日)

3. サービス内容

(1) サービス計画作成

小規模多機能型居宅介護サービスの利用にあたっては、介護支援専門員（計画作成担当者）の作成するサービス計画に基づき、在宅において可能な限り自立した日常生活を営めるよう支援します。また、介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者の抱える解決すべき課題に基づいてサービス計画を作成します。新たにサービス計画を作成した際には、原則としてサービス担当者会議を行い利用者の同意を得ます。

(2) 訪問介護

① 身体介護

食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・体位交換・整容等利用者の心身の状態を踏まえ介護支援専門員による指示書に沿った「居宅サービス介護計画書」に基づいて行います。

② 生活援助

買い物・調理・掃除・洗濯等「居宅サービス介護計画書」に基づいて行います。

(3) 通所介護

① 送 迎

送迎を必要とする利用者へ送迎サービスを提供します。利用者の状態並びに介護者の状況や住所地の状況等を考慮して、少しでも安全で安楽な方法によるサービスを提供します。

② 日常生活基本介護

利用者個々の状態を把握し、身体機能の維持向上とQOL（生活の質の向上）を主にしてきめ細かな身体介護サービスを提供します。

③ 生きがい介護

趣味・嗜好や性格等その他の諸条件に適した活動が選べるよう内容を考慮し、個々の選択や意思が反映できるよう個別に働きかけ援助します。

④ 食事

食事の楽しさ、食べることの喜びを実感していただけるよう準備します。

⑤ 個別機能訓練

居宅サービス介護計画書に基づき、体力の機能低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲するための訓練を提供します。

⑥ 口腔機能の向上

口腔機能の低下防止のために食後のうがい・歯磨き・義歯の洗浄等を行います。

⑦ 生活・介護相談

在宅で抱える福祉・医療・保健等の心配事や疑問等の相談を受け、在宅生活が維持できるように援助していきます。

⑧ 若年性認知症ケア

若年性（65歳未満）認知症の方を対象に高齢者とはサービス提供単位を区分して利用者のニーズに応じたサービスを提供します。

⑨ 健康チェック

利用者のバイタルチェック（体温・脈拍・血圧測定等）を行い身体状況を観察把握し、健康面に最新の注意を払うとともに、利用者および家族に適切なアドバイスをしていきます。

⑩ 入浴

居宅サービス介護計画書に基づき利用者の身体状況にあった安全で適切な方法で

提供し、プライバシーの保護に努めます。

⑪ 家族介護相談室

介護者の知識や技術を高める場として介護教室を開催します。また介護者同士の交流の場、癒しの場となるよう努めます。

(4) 短期宿泊

- ① 必要に応じ短期宿泊することができます。

(5) サービス中止時の対応

- ① 利用者からサービス利用終了の申し出があった場合や事業所が利用者の体調不良等の理由により、小規模多機能型居宅介護の実施が困難と判断した場合は本契約を終了とします。

4. 料 金

(1) 基本料金 (1月につき)

介護保険利用料金		利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
要支援 1	34,500円	3,450円	6,900円	10,350円
要支援 2	69,720円	6,972円	13,944円	20,916円
要介護度 1	104,580円	10,458円	20,916円	31,374円
要介護度 2	153,700円	15,370円	30,740円	46,110円
要介護度 3	223,590円	22,359円	44,718円	67,077円
要介護度 4	246,770円	24,677円	49,354円	74,031円
要介護度 5	272,090円	27,209円	54,418円	81,627円

(2) 加算料金

() 内は利用者1割負担額

初期加算 (利用日から30日に限って)	1日につき	300円	(30円)
認知症加算 (Ⅲ)	1月につき	7,600円	(760円)
認知症加算 (Ⅳ)	1月につき	4,600円	(460円)
看護職員配置加算 (Ⅱ)	1月につき	7,000円	(700円)
生活機能向上連携加算 (Ⅰ)	1月につき	1,000円	(100円)
総合マネジメント体制強化加算 (Ⅰ)	1月につき	12,000円	(1,200円)
口腔・栄養スクリーニング加算	6月につき	200円	(20円)
科学的介護推進体制加算	1月につき	400円	(40円)
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	1月につき	1,000円	(100円)
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	1月につき	100円	(10円)
業務継続計画未実施減算	所定単位数の1.0%を減算		
高齢者等虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1.0%を減算		
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の1.0%を減算		
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	1月につき	7,500円	(750円)
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	所定単位数×14.6%を加算		

※ 2割負担、3割負担の方は()内も2割負担、3割負担となります。

(3) その他の料金

費 用		金 額
食費	朝食	420円／1食
	昼食（おやつ代含む）	680円／1食
	夕食	580円／1食
居住費		1640円／1日
光熱水費		600円／1日
日用品費		通い110円／1日 泊り130円／1日
教養娯楽費		通い90円／1日 泊り110円／1日
紙オムツ代		100円／1枚 （パット50円／枚）
紙オムツ処理代		50円／1回
電気器具等貸与・使用費（特別なもの）		110円／1日

・ 外出行事等にかかる費用は実費となります。

(4) 支払方法

- ・ 事業者は当月の利用者負担金の請求に明細を付けて、翌月の10日までに利用者（利用料支払者）へ送付します。
- ・ 利用者（利用料支払者）は、当月の利用者負担額を翌月末までに支払います。
利用料は口座引き落とし（毎月27日）又は現金による支払い、当事業所指定の口座への振り込みでも結構です。

5. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他の緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画及び事業継続計画を作成し、職員への研修を実施するとともに、防災計画に基づき、年2回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

防災設備

- ・ 防災時の対応 : 防火、非難に関する消防計画の作成
- ・ 防災設備 : 自動火災報知機、消火器、非常用照明、誘導灯、
消防機関へ通報する火災報知設備、漏電火災警報器
- ・ 防災訓練 : 総合避難訓練を定期的に行います
- ・ 防火管理者 : 宇井 信恵

6. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
また、退職後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

7. 利用者の尊厳

利用者の尊厳・プライバシーの保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

8. 身体拘束の禁止

- (1) 事業者は当該利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行ないません。
- (2) やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束等適正化委員会を中心に十分な検討を行い、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合のみ、本人・家族への説明・同意を得て行ないます。
- (3) 身体拘束等適正化のため対策を検討する身体拘束等適正化委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図ります。
- (4) 介護従事者その他の従業者に対し、身体拘束等適正化のための研修を定期的実施します。

9. 虐待の防止

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の発生又はその再発を防止するために次の措置を講ずるものとします。
 - ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底する。
 - ・ 虐待防止のための指針を整備する。
 - ・ 虐待を防止するために従業者に対して定期的に研修を実施する。
 - ・ 適切に措置を実施するための担当者を管理者とする。
- (2) 事業者は、サービス提供中に当該従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

10. サービス内容に関するご意見・ご要望窓口

- ① 小規模多機能型居宅介護日下部ホーム
担 当 鵜澤 千代子 （管理者）
電 話 0478-78-1151 FAX 0478-78-1165
- ② 香取市高齢者福祉課
電 話 0478-50-1208 FAX 0478-50-1379
- ③ 千葉県国民保険団体連合会
電 話 043-254-7318 FAX 043-254-7401

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に
基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

事業者(法人)名 医療法人社団 恵慈会
小規模多機能型居宅介護日下部ホーム
(事業所番号 千葉県 1298900026 号)
所在地 千葉県香取市府馬 3 4 9 0 - 1
代表者名 医療法人社団 恵慈会 理事長 宇井 通雅 印

説明者

私（利用者）は、契約書および本書面により、事業者から小規模多機能型居宅介護につい
て重要事項の説明を受け同意しました。

利用者

住 所

氏 名

印

代理人

住 所

氏 名

印

(利用者との続柄)